

日、6日、9日、10日に、総務文教常任委員会を9月12日に、社会常任委員会を9月13日に、建設環境常任委員会を9月17日に開催します。決算特別委員会は9月24日から26日までで、27日を予備日とします。最終日前の議会運営委員会は10月7日、最終日は10月8日です。

なお、決算特別委員会は今回から会場が議場となるため、本会議の座席から一部変更になります。市長、副市長、教育長、参与、教育部長の位置は変わりませんが、参与の隣が企画財政部長、その隣が総務部長とします。また、反対側は教育部長の隣から順に市民生活部長、福祉保健部長、環境部長、都市建設部長とします。2列目は右から政策室長、財政課長、答弁の担当課長の順とし、議会事務局次長の隣には会計管理者の席を設けます。

市長 本件について、質問等ありますか。
部長 個別質問の際の係長職の席はどうなりますか。
部長 基本的に議場に入るのは管理職までとし、係長は理事者控室での待機をお願いします。

副市長 答弁は立って行いますか。
部長 座ったままでお願いします。
部長 インターネット中継はありますか。
部長 中継する予定です。
市長 答弁者の入れ替え等があるため、控室の音が漏れないように注意をお願いします。

部長 報告を了承とします。続いて報告事項2「平成31年度物品単価契約（バス運行業務委託）について」を報告してください。

部長 4月1日付けで契約した平成31年度物品単価契約（バス運行業務委託）について、受注者が仕様書上の資格を満たしていなかったことが判明したため、6月14日付けで契約を解除しました。関係各課には、多大な迷惑をお掛けしましたが、6月28日付けで新たな契約業者が決まりました。

なお、従前から予約済みであった業務については、新決定業者にも引き継いでいますが、詳細な打合せ等を改めてお願いします。

また、契約単価が当初よりも高いものもあり、迷惑をお掛けしますが、できるかぎり予算内で対応いただくようお願いします。対応が難しい場合には、総務課まで連絡をお願いします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「狛江市消防委員会答申について」を報告してください。

部長 5月17日に市長から諮問のあった消防団員の定員及び給与について、7月2日に狛江市消防委員会から市長に答申がなされました。

消防委員会を2回開催し、慎重に審議いただいた結果、消防団員の任期に

については、団員の確保を図る観点から1期2年にする必要があること、また、出勤手当の支給日については、業務の負担軽減を図る観点から毎月15日から21日に変更することが適当であるとの答申があり、施行については、任期の切り替えである令和2年4月1日からが適当であるとされています。

答申にはありませんが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置の見直しが必要となります。また文言整理も合わせて対応したいと考えています。

今後は、本答申に基づき、狛江市消防団条例の一部を改正する条例を第3回定例会に上程したいと考えています。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項4「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）について」を報告してください。

部長 平成28年3月に策定した東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）で選定した優先整備路線の整備をすることで、未完成の都市計画道路は残り約2割となります。それらについては、社会情勢の変化等を踏まえ必要な検証を適宜適切に行っていく必要があります。

東京都、特別区及び多摩地域では、優先整備路線を除く未着手の都市計画道路の在り方について、平成28年度より概成道路における拡幅整備の有効性や立体交差の必要性等、新たに都市計画道路のつなぎ方や構造に関する検証項目を設け、協働して調査・検討を行い、この度その基本的な考え方を取りまとめました。

本方針については、7月12日に公表し、8月12日まで東京都都市整備局でパブリックコメントを実施し、その後、令和元年度内を目途に、本方針を策定する予定です。なお、広報こまえ8月1日号及び市ホームページで周知し、まちづくり推進課で閲覧できるようにします。

本件は令和元年7月12日までは部外秘となるため、取扱いについては御注意ください。

市長 狛江市に影響のある箇所はありますか。

部長 資料13ページで、松原通りが「広域的な概成道路」に位置づけられており、これらは各自治体で検討することとなっています。なお、調布都市計画道路3・4・7号線は都が検討します。また、61ページで、旧野川緑地及び岩戸川緑地が「今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所」に位置づけられています。なお、これに沿って和泉多摩川緑地も調整が必要になります。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部 長 物品契約依頼についてです。

10月1日から消費税率が引き上げられますが、駆け込み需要の影響により、9月中の供給が難しい物品の発生が予測されます。そのため、9月30日までの納品を予定している物品契約については、7月31日までに契約依頼をお願いします。

なお、案件によっては、9月30日までの納品が既に難しいものもあるため、契約依頼の際は、参考見積業者に見積金額及び納期について確認の上、依頼をお願いします。

また、消費税率は、4月12日付け事務連絡によりお知らせしているとおり、検査合格日により変更となる場合があるため、留意ください。

市 長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7月16日午前9時から開催します。